

令和2年6月16日

都中音研6月常任理事会資料

会長挨拶・連絡

東京都中学校音楽教育研究会
会 長 角 康 宏
(葛飾区立青戸中学校長)

政府が突然の全国一斉休校を要請したのが2月28日でした。これを受けて都内のすべての学校が休校となり、多くの学校において、3月、4月、5月の3か月間にわたる教育活動が一斉に停止してしまいました。新型コロナウイルス感染症により、学校の教育活動の中でも最も大切な3月の学年末と、新しい年度の始まりの4月、5月の教育活動が失われた影響は計り知れないものがあります。私たち教員にとっても未曾有の経験で、どのように対応すればいいのか手探りの状況で在宅勤務や課題作成などをこなしてこの3か月間を過ごされてきたのではないかと思います。特に音楽科にとっては、卒業式や入学式をはじめ、3月の合唱コンクール、4月の新入生歓迎会等の各種行事がすべて中止となり、今年度の吹奏楽コンクールやNコンも中止となってしまいました。子供たちが音楽で活躍できる場がことごとく無くなり本当に無念でなりません。

しかしながら嘆いているばかりにはいきません。緊急事態宣言の解除を受け、この6月から学校が再開され、分散登校が始まりました。久しぶりに子供の声が響く学校に安堵しながらも、これからの学校再開に向けて各地区、各校が様々な工夫を凝らしながら通常の学校生活を取り戻そうとしているところではないでしょうか。

こうした中、国や都が発出した「学校における感染症予防ガイドライン」で、音楽科を名指しして「狭い空間や密閉状態での歌唱指導や管楽器（リコーダー等）を用いる活動、身体の接触を伴う活動は行わないこと、又は十分に配慮すること」という指針が示され、皆様におかれましては、音楽の授業をどのように始めたらよいかの苦慮なさっておられるかと思います。ここで大切なことは「歌唱やリコーダはやってはいけない」という誤った認識が独り歩きしてしまっている点です。狭い空間や密閉状態ではだめだと言っているのです。広い武道場や体育館などで密を避け、換気を十分に行えば歌唱活動やリコーダ演奏をしてもよいのです。「行わないこと」だけがクローズアップされて「十分に配慮すること」が先生方に周知されていないのです。どの程度の配慮なのかは、各地区の感染状況を鑑みながら養護教諭、管理職と相談し、校医とも連携を図りながらできうる対策を工夫していきましょう。歌唱活動のない音楽の授業はあり得ません。ここは、音楽先生方が声を上げてしっかりと奨めていかないと、感染症が終息するまで本当に歌うことができなくなってしまいます。

当面は歌唱の授業は控えて、状況を見ながら徐々に導入していこうと考えている先生方が大半かと思いますが、都中音研では先にご案内の通り「新型コロナウイルス感染症拡大防止の視点による音楽科授業の工夫改善の調査」（別紙）を実施しています。ぜひ本調査にご協力をお願い申し上げます。このような状況下だからこそ、音楽科教員の英知を集約して皆さんのアイデアを共有し、皆さんで力を合わせて、子供たちが音楽と豊かに関わる資質・能力を育てていきましょう。